平成20年4月21日

告示第69号

改正 平成21年10月14日告示第159号 平成28年2月1日告示第12号 令和2年3月24日告示第53号 令和5年3月28日告示第59号

令和6年8月13日告示第150号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市(以下「市」という。)のイメージの確立並びに観光資源及び特産品の 宣伝普及を目的に香美市イメージキャラクター及び香美市星のキャラクター(以下「キャラクター」 という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本デザイン、名称、話し方及び動作)

第2条 キャラクターの基本デザイン、名称、話し方及び動作は、別表第1及び別表第2に定めると おりとする。

(使用の範囲)

- 第3条 キャラクターは、次のいずれかに該当する場合において、使用することができる。
 - (1) 行政サービスの提供を行うとき。
 - (2) 市の事業又は市が認めた事業で使用するとき。
 - (3) 市の観光資源及び特産品の宣伝普及に寄与すると認められるとき。
 - (4) 市のイメージを広く周知することができると認められるとき。
 - (5) その他、市長が使用の許可を認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を禁止する。
 - (1) 法令等に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治、思想、宗教の活動及び射幸心をあおる事物に使用しようとするとき。
 - (4) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
 - (5) 市の品位を傷つけるおそれがあるとき。
 - (6) 著作者、著作権者及びキャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
 - (7) その他、市長が使用を不適当と認めるとき。

(使用手続)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「使用予定者」という。)は、あらかじめ香美市 キャラクター使用許可(変更)申請書(様式第1号)を提出し、市長の許可を受けなければならな い。ただし、報道機関等が報道若しくは広報の目的で使用する場合又は別表第1及び別表第2に掲げる著作権者が使用する場合は、申請を省略することができる。

(使用の許可)

- 第5条 市長は、前条の規定により香美市キャラクター使用許可(変更)申請書(様式第1号)の提出があったときは、速やかにその企画内容を審査し、適当と認められる場合は、香美市キャラクター仮使用許可通知書(様式第2号)により申請者に通知する。ただし、その通知は企画内容に対する許可であり、これをもって公の使用を許可するものではない。なお、無償使用の場合は、本通知を省略することができるものとする。
- 2 前項の通知後に提出されるデザインの申請について、適当と認められる場合は、香美市キャラクター有償使用許可(変更)通知書(様式第3号)又は香美市キャラクター無償使用許可(変更)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。なお、その通知をもって正式に使用を許可する。

(使用条件)

- 第6条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」という。)は、キャラクターを使用するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) キャラクターは、定められた形、色等の規格に沿って正しく使用し、一切の改変をしてはならない。
 - (2) キャラクターの使用により製作又は改良した物件(以下「製作物」という。)には、原則として次の著作権表示を明示し、やむを得ない場合は事前に相談すること。

〈使用するキャラクター〉	〈表示〉
① 香美市イメージキャラクターの13体のいず	香美市イメージキャラクター 本件キャラクター
れか又は13体全てを使用する場合	名 ② やなせたかし
② 香美市星のキャラクター「カミーティア」の	香美市星のキャラクター カミーティア ©やな
み使用する場合	せたかし
③ 香美市イメージキャラクター及び香美市星の	香美市キャラクター 本件キャラクター名 ©や
キャラクターを使用する場合	なせたかし

- (3) 許可した用途のみに使用すること。
- (4) 使用者は、物件の製作(改良を含む。)開始前に、完成の状態が分かる資料を速やかに市長に提出しなければならない。
- (5) 使用者は、その使用に際して商標登録出願を行うことはできない。
- (6) 著作権者よりキャラクターの使用方法や製作物について、申入れ又は申立てがあった場合は、 使用者は市の指導に従い対処しなければならない。

(7) 使用料が発生する場合は、使用料の支払及び香美市キャラクター商品化許諾契約を締結する ことを条件としてキャラクターを公に使用できるものとする。

(使用内容の変更)

- 第7条 使用予定者又は使用者は、第5条第2項の規定により許可を受けた使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第4条の規定に準じてその手続をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により使用の内容について変更の申請があったときは、第5条第2項に準じて措置するものとする。

(使用の中止又は廃止)

- 第8条 使用予定者又は使用者は、使用を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ香美市キャラクター使用中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により使用について中止又は廃止の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は香美市キャラクター使用許可取消通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

- 第9条 市長は、前条第2項の規定にかかわらず、使用予定者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この告示及び告示で定める様式に付した条件等に違反したとき又は違反することが判明したとき。
 - (2) 支払うべき使用料を支払わないとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) その他、市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消すときは、前条第2項に規定する通知書により使 用予定者又は使用者に通知するものとする。

(遵守事項)

- 第10条 使用予定者又は使用者は、キャラクターを使用するにあたり貸与した市の電子データ等の 取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 無断で第三者に貸与しないこと。
 - (2) 第三者に譲渡、移転及び複製しないこと。
 - (3) 使用期間が終了したとき、使用を中止又は廃止したときは、市の指示に従い、直ちに破棄、削除すること。このとき、香美市キャラクターデータ等破棄・削除証明書(様式第7号)を提出しなければならない。
 - (4) き損、紛失等(電子媒体の内容の誤消去を含む。)が無いよう適正に管理すること。

- 2 使用予定者又は使用者は、キャラクターを使用して物件を製作又は改良する場合において、第三者にその業務を委託するときは、第三者に対し、貸与した市の物品の取扱いについて前項各号の規定について遵守させなければならない。
- 3 使用者は、製作物の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 製作物が電子データであるときは、無断で第三者に貸与しないこと。
 - (2) 製作物が電子データであるときは、必要以上に複製しないこと。
 - (3) 製作物が電子データであるときは、キャラクターの部分のデータを抽出し、かつ、保存しないこと。
 - (4) 許可を受けた方法以外で、第三者に譲渡、移転、複製しないこと。
 - (5) 第三者に貸与するときは、第2条に規定する事項を第三者に周知すること。
 - (6) 第6条第1項各号の使用条件を満たしていないと認められるときは、速やかに不備を補正すること。
 - (7) 適正に管理すること。

(報告等)

- 第11条 市長は、必要に応じて使用予定者又は使用者に対してキャラクターの使用の遂行状況等の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- 2 市長は、前条第1項第3号に定める規定について、必要な場合、破棄・消去の証明に関する監査 を適宜行うことができる。

(使用管理簿の作成)

第12条 市は、キャラクターの使用状況を明らかにするため、香美市イメージキャラクター使用管 理簿を作成しなければならない。

(物件管理台帳の作成)

第13条 市は、キャラクターの物件の作成状況を明らかにするため、香美市イメージキャラクター 物件管理台帳を作成しなければならない。

(使用料)

- 第14条 キャラクターの使用料は、無償と有償に区別されるものとする。
- 2 使用料の支払が発生する場合、原則として次の計算式に基づいて消費税を加算して使用料を支払 うこと。なお、1円未満は切り上げるものとする。

消費税抜希望小売価格×3%×制作数

- 3 市長は、前項の計算式を、キャラクターの使用態様その他の事情により随時変更することができる。
- 4 使用者は、第5条第2項の規定により香美市キャラクター有償使用許可(変更)通知書(様式第

- 3号)の通知を受けたときは、通知書の発行日から30日以内に著作権者が別途指定する口座に支払わなければならない。なお、振込手数料は、使用者の負担とする。
- 5 使用者は市長に対し、支払完了後、可及的速やかに支払の証明を提出するものとする。
- 6 一度支払った使用料は、理由の如何を問わず返還されないことを了承すること。 (補則)
- 第15条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この告示は、平成20年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の香美市イメージキャラクター使用取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成21年10月14日告示第159号)

この告示は、平成21年10月14日から施行する。

附則(平成28年2月1日告示第12号)

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

附則(令和2年3月24日告示第53号)

この告示は、令和2年3月24日から施行する。

附則(令和5年3月28日告示第59号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する

附 則(令和6年8月13日告示第150号)

この告示は、令和6年8月13日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

香美	香美市イメージキャラクター					
番号	基本デザイン	名称	解説	話し方	動作	
7	A					
1	6	土佐打刃物タンち	400年の歴史を	・おいたん (一人	・まっすぐしか	
	□ ©やなせたかし	やん	誇る香美市土佐山	称)	進めない。曲が	
			田町の地場産業	・~タンッ(語尾)	るときも直角に	
			「鍛造」及び伝統		曲がる	
			工芸品「土佐打刃		決めポーズは	

			物」をモチーフに		正拳突き
			してデザインして		
			います。		
			正義を貫くまっす		
			ぐな武道家。曲が		
			ったことが大嫌		
			い。頭がキレる。		
			動きにもキレがあ		
			る。少しおこりっ		
			ぽいのが玉にキ		
			ズ。		
2	30	龍河洞リューくん	国の天然記念物及	・ぼく(一人称)	・のっしのっし
	Oやなせたかし		び史跡である香美	·~(だ)リュー!	歩く
			市土佐山田町の鍾	(語尾)	決めポーズは
			乳洞「龍河洞」を		口ぐせの「頑張
			モチーフにしてデ		リュー!」にち
			ザインしていま		なんで両手でガ
			す。		ッツポーズ
			子龍。皆と仲良し。		
			冒険が大好きで龍		
			河洞の中のことは		
			全て知っている。		
			(但し奈落は怖く		
			て近寄れない。)		
			体温は龍河洞の洞		
			内と同じ約1		
			6℃。夏はひんや		
			り冬はあったか。		
			「頑張リュー!」		
	0		が口ぐせ。		
3	Q	フラフラ フラく	鯉のぼりと共に端	・オイラ(一人称)	まっすぐ進めな
	©やなせたかし	W	午の節句で使われ	・フラ〜 (語尾)	V

	<u> </u>		T	T	
			る香美市土佐山田		
			町の特産品「フラ		
			フ」をモチーフに		
			してデザインして		
			います。		
			元気いっぱい。気		
			分屋でいつもフラ		
			フラ風任せ。豪快		
			に顔がなびくよう		
			に移動中はいつも		
			走っている。		
4		さくらてんし	日本桜百選に選ば	・わたし(一人称)	・ほんわか、ふ
	©やなせたかし		れた鏡野公園や八	・語尾は「~」を	わふわしている
			王子宮などの名所	つけて優しい話	・身体を少し左
			を有する香美市土	し方に	右に揺らして両
			佐山田町の花「桜」		手をパタパタさ
			をモチーフにして		せるイメージ
			デザインしていま		
			す。		
			春のあたたかな日		
			差しのように優し		
			い性格。アイドル		
			的存在。さくらて		
			んしが近くを通っ		
			た桜はみるみるう		
			ちに開花する。		
5		あじさいひめ	梅雨の頃に可憐に	・わたくし (一人	・大人な雰囲気
	Opattabl		咲き乱れる香美市	称)	・手を振るとき
			香北町の「あじさ	・大人のお姉さん	は脇をしめて小
			いロード」をモチ	のイメージで丁	さく振る
			ーフにしてデザイ	寧な言葉遣い	
			ンしています。		

			お酒が大好きでと		
			ても強い。その色		
			気にみんなメロメ		
			口。		
6		かりかり モモコ	香美市香北町の特	・わたし(一人称)	基本デザインの
	のやなせたかし	ちゃん	産品である甘くて	・語尾はですます	ポーズの手の形
			おいしいカタイ桃	調の敬語	を基本とする
			「かりかり桃子」		
			をモチーフにして		
			デザインしていま		
			す。		
			ちょっとカタイと		
			ころもあるけれ		
			ど、とってもまじ		
			めな女の子。		
7		瀧のシブキちゃん	香美市香北町にあ	あたい(一人称)	常に動いてい
	©やなせたかし		る日本滝百選に選	・土佐弁を話す	る。ゆっくりと
			ばれた「轟の滝」	(現在も一般的	した動作よりは
			及び「大荒の滝」	に使用されてい	きびきび動く
			をモチーフにして	るもの)	決めポーズは
			デザインしていま		現在のポーズ
			す。		(片足は上げず
			元気活発やんちゃ		に地面についた
			な性格。みんなを		状態で)
			困らせることもあ		
			るが、いざという		
			ときは頼りになる		
			存在。はちきんで、		
			いたずら好き。		
8		しいたけ たけち	肉厚でおいしい香	・たけちゃん (一	・ちょこちょこ
	©やなせたかし	やん	美市香北町の特産	人称)	歩く
			品「菌床しいたけ」	・~きん (語尾)	・なになに?の

			T	T	
			をモチーフにして	・「なになに?」	ときに首をかし
			デザインしていま	が口ぐせ	げる
			す。		
			なかまたちの中		
			で、いちばん年下。		
			生まれたばかりの		
			ちびっ子きのこ。		
			知らないことがた		
			くさんで、ぎんな		
			ん ぎんちゃんと		
			一緒にいろんなこ		
			とに興味深々。		
9		ぎんなん ぎんち	香美市物部町の特	・ぎんちゃん (一	・ひとつひとつ
	○ やなせたかし	やん	産品であるイチョ	人称)	の動作を大きく
			ウの実「ぎんなん」	・~ぎん (語尾)	・なんで?なん
			をモチーフにして	・「なんで?なん	で?のときに首
			デザインしていま	で?」が口ぐせ	をかしげる
			す。	・驚いたときに	
			弾けるような、元	「まっ」という	
			気いっぱいの性	(物部町の驚い	
			格。なんにでも興	たときに使う方	
			味を持つので、し	言)	
			いたけ たけちゃ		
			んと一緒にいろい		
			ろなものを見てま		
			わっている。		
1		ゆずぼうや	生産高日本一を誇	・おいら(一人称)	ゆずの香りをみ
0	©やなせたかし		る香美市物部町の	・~ゆずぅ (語尾)	んなに届けるた
			特産品「ゆず」を	驚いたときに	めに両手で顔を
			モチーフにしてデ	「まっ」という	こする、又は頬
			ザインしていま		に手を当てる
			す。		

			T		
			愛嬌があり、しっ		
			かりしている。ま		
			だ幼く、融通がき		
			かず、言い出した		
			らゆずらないとこ		
			ろがある。お風呂		
			が大好きで、みん		
			なにもゆず湯をす		
			すめている。		
1		さんれい さんち	香美市物部町の登	・おら(一人称)	ガニ股で歩く
1	◎やなせたかし	やん	山者に人気のある	・おまん(二人称)	
			西日本を代表する	・土佐弁を話す→	
			山「三嶺」をモチ	「まっこと」、	
			ーフにしてデザイ	「こじゃんと」等	
			ンしています。		
			登山家。どっしり		
			としてちょっとの		
			ことでは動じな		
			い。アウトドアに		
			長けており、みん		
			な、さんちゃんの		
			ことを頼りにして		
			いる。		
1		森のモリくん	森の巨人たち百選	・ぼく(一人称)	ゆっくりと動く
2	○ やなせたかし		に選ばれた香美市	・ゆっくり喋る、	
			物部町の西熊さお	いっぱいやたく	
			りガ原にある巨木	さんのことを「モ	
			「イヌザクラ」、	リモリ」という	
			「トチノキ」をモ	驚いたときに	
			チーフにしてデザ	「まっ」という	
			インしています。		
			森の案内人。森の		

			T		
			ことならなんでも		
			知っていて、道に		
			迷ったら必ず助け		
			てくれる。		
1		物部アユちゃん	香美市を流れる	・わたし(一人称)	手をパタパタさ
3	Oやなせたかし		「物部川」と物部	・「~だよ!」「~	せる
			川の「鮎」をモチ	だね!」など標準	
			ーフにしてデザイ	語の誰もが聞き	
			ンしています。	取りやすい言葉	
			物部川に住んでい	を使う。語尾に	
			る鮎の妖精。物部	「!」をつける	
			川を泳いでいろん		
			なところへ行く。		
			その際情報を沢山		
			仕入れるようで、		
			なかまたちの中で		
			一番の情報通。		
			(頭の鮎のことを		
			先輩と慕ってい		
			る。なんでも昔、		
			轟の滝を登りきっ		
			たことがあるんだ		
			とか…)		

[著作者及び著作権者]

本件キャラクターの著作者はやなせたかし、著作権者は株式会社やなせスタジオです。

別表第2(第2条、第4条関係)

香美市星のキャラクター					
基本デザイン	名称	解説	話し方	動作	
	カミーティア	香美市の美しい星	基本は話さず、静	基本は静かに輝	
		空をモチーフにし	かに輝いている	いていて、必要な	
		てデザインしてい		時には流星のよ	
		ます。香美市の星		うに駆けつける	

②やなせたかし	に係る観光資源を きらりと輝かせる ため、PRに奔走し ています。 暗くなったら香美 市の空にいつの間 にかやってきて、 みんなを見守って くれる。暗くて困 っている人を見つ けたらピカっと光 ってくれるけれ ど、雲には勝てま	
	ど、雲には勝てません。	

[著作者及び著作権者]

本件キャラクターの著作者はやなせたかし、著作権者は株式会社やなせスタジオです。